

令和6年度里庄町における障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和6年7月24日 制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 生活介護事業所
 - ウ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者のうち重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の占める割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品・書籍（事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
 - イ 食料品・飲料（パン、弁当、加工食品、飲料、野菜、コーヒーなど）
 - ウ 小物雑貨（組紐製品、布製品、木工、陶器、織物など）
 - エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 印刷（ポスター、チラシ、報告書、名刺、封筒など）
 - イ クリーニング

- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理など）
- エ 情報処理・テープ起こし（プログラミング、データ入力、テープ起こしなど）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行うこととする。

（１）調達の推進に必要な情報の提供

調達担当部署は、障害者就労施設等が提供する物品等の内容が記載された一覧表を作成し、各所属へ調達推進に必要な情報提供を行うこととする。

（２）障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

各所属は、物品等の調達に当たり適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう分離発注を行うなど発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明を行うよう努める。

（３）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

6 調達目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、前年度の調達実績を上回るよう障害者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。

（令和 5 年度調達実績）

区分	契約金額	主な調達内容
物 品	51,850 円	食料品、飲料
役 務	374,965 円	花壇除草作業
合 計	426,815 円	

7 調達担当部署

調達方針の策定並びに見直し及び調達実績の取りまとめ並びに庁内の周知等に関する調整事務は、総務課及び健康福祉課が行うものとする。

8 調達方針及び実績の公表

（１）調達方針を策定又は見直しをしたときは、町のホームページにより公表するもの

とする。

- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後に調達の実績を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による町の事務所等での物品の販売や、町が実施するイベント等での物品販売のためのスペースを提供するなど、障害者就労施設等による販売機会を確保するとともに町民等への周知に努めるものとする。